令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第５号)」の概要

１　令和７年度税制改正において防衛特別法人税が創設されたことに伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成 30 年国税庁告示第５号）において、光ディスク等での提出を可能とする添付書類に係る申請等に防衛特別法人税に係る手続を追加するものである。

２　この告示は、令和８年５月 25 日から適用する。